

[事案 2019-147] 新契約無効請求

・令和2年2月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に契約した米ドル建一時払終身保険について、市場価格調整率の説明や、解約返戻金額が契約後5年を経過しても元本を超えないことがあるという説明は聞いていないため、契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、市場価格調整率や解約控除について説明している。申立人の質問に回答できない点もあったが、持ち帰り、上司に確認し、改めて説明した。
- (2)申立人は会社経営者であり、重要事項説明等についての重要性は十分理解しているはずである。
- (3)当社では、外貨建商品の場合、申込み後、契約者に対して担当部署から電話で商品内容やリスクについての理解度を確認しており、申立人に対しても問題なく完了している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人から申立人への説明について相談を受けた上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。